

和歌山県公共事業再評価実施要綱

第1 目的

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、再評価を実施する。再評価は、事業採択後一定期間を経過した後も未着工である事業、事業採択後長期間が経過している事業等の評価を行い、事業の継続に当たり、必要に応じその見直しを行うほか、事業の継続が適当と認められない場合には事業を休止若しくは中止するものである。

第2 再評価の対象とする事業の範囲

対象とする事業は、和歌山県農林水産部、及び県土整備部が所管する以下の種類の公共事業のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除く全ての事業とする。

- (1) 国庫補助事業等(国庫からの補助、出資又は貸付に係る事業をいう。)
- (2) 県単独事業

第3 再評価を実施する事業

再評価を実施する事業は、以下の事業とする。

- (1) 事業採択後一定期間が経過した時点で未着工の事業
- (2) 事業採択後長期間が経過した時点で継続中の事業
- (3) 準備・計画段階で一定期間が経過している事業
- (4) 再評価実施後一定期間が経過している事業
- (5) 社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業

第4 再評価の実施及び結果等の公表

知事は、再評価を実施し、その結果及び対応方針等を、公表するものとする。

第5 再評価の内容

1 再評価の視点

再評価を行う際の視点は、以下のとおりとする。

- (1) 事業の必要性等に関する視点

ア)事業を巡る社会経済情勢等の変化

イ)事業の投資効果

ウ)事業の進捗状況

- (2) 事業の進捗の見込みの視点
- (3) コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点
- (4) 環境への影響の視点
- (5) 安全性の視点
- (6) 利便性又は快適性の視点
- (7) その他各事業所管部局が定めた視点

2 対応方針

対応方針は以下のとおりとする。

- (1) そのまま継続
- (2) 見直しの上継続
- (3) 見直しの上完了
- (4) 休止
- (5) 中止
- (6) その他

第6 和歌山県公共事業再評価委員会

知事は、再評価に当たって学識経験者等の第三者から構成される委員会を設置し、意見を聴くものとする。

1 和歌山県公共事業再評価委員会の設置

知事は、再評価の実施に当たり第三者の意見を求める諮問機関として、学識経験者等から構成される委員会(以下「再評価委員会」という。)を設置するものとする。

2 再評価委員会における審議対象事業

再評価委員会は、知事が諮問する全ての事業の対応方針(案)について審議するものとする。なお、知事は、県以外の事業実施主体が再評価を実施する事業について、当該事業の実施主体の長から依頼があった場合には、委員会に対し当該事業に係わる意見を求めることができるものとする。

3 再評価委員会の役割

再評価委員会は、再評価の実施手続を監視し、当該事業に関して再評価の実施主体が作成した対応方針(案)に対して審議を行い、不適切な点又は改善すべき点があると認めるときは、意見の具申を行うものとする。

4 再評価委員会における審議方法

審議方法は、再評価委員会が決定する。その際、審議の公開又は議事録の公表等により審議過程の透明性を確保するとともに、事業の特性に応じた判断や技術的判断等が可能な運営となるよう配慮するものとする。

5 再評価委員会の意見の尊重

知事は、再評価委員会より意見の具申があったときは、これを最大限尊重し、対応を図るものとする。

第7 その他

事業ごとの実施要領

各事業所管部局は、本要綱に基づき、各事業ごとの再評価についての実施要領を定めるものとする。

なお、当分の間、和歌山県公共工事における河川に関わる濁水による漁業被害に係る補償要領(平成26年9月24日制定)に基づく経済的損失の考え方について、再評価委員会に意見を聞くものとする。

第8 施行

本要綱は、平成15年10月31日から施行する。

本要綱は、平成17年 9月28日から施行する。

本要綱は、平成24年11月 2日から施行する。

本要綱は、平成26年10月 6日から施行する。